



「特定不妊治療費助成事業」～不妊に悩む方への特定治療支援事業～

の利用の手引き（申請案内）



○特定不妊治療費助成事業（不妊に悩む方への特定治療支援事業）とは

子どもの出生を望んでいるにもかかわらず、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断されており、夫婦合計の所得が730万円未満である法律上の夫婦に対して、指定医療機関で特定不妊治療に要した費用の一部を助成する制度です。

1. 助成対象者（次の要件のすべてを満たす方に助成します。）

| | |
|---|--|
| ① | 治療開始時の妻の年齢が43歳未満であること。 |
| ② | 体外受精または顕微授精（以下「特定不妊治療」という）以外の治療法によっては妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断されていること。 |
| ③ | 都道府県、政令・中核市が指定する医療機関において、特定不妊治療（卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除く）を受けて、治療が終了していること。 |
| ④ | 次にあげる治療法でないこと。 (ア) 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による医療行為 (イ) 代理母（夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの） (ウ) 借り腹（夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの） |
| ⑤ | 治療期間の初日から申請日まで法律上の婚姻をしている夫婦であり、申請日に八尾市内に住所を有すること。 |
| ⑥ | 夫婦合算した前年（1月から5月に申請の場合は、前々年分）の所得※が730万円未満であること。 （※所得：年収から所得控除額等を差引いたもの。次頁＜所得の試算表＞を参照。） |
| ⑦ | 規定回数以上、他の都道府県、政令・中核市において特定不妊治療費の助成（国の制度に基づくもの）を受けていないこと。→2（2）を参照 |

◇令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳である夫婦については、令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期した場合は、治療開始時の妻の年齢が44歳に到達する前日までの夫婦を対象とします。

<所得の試算表>下記の表で算出した A と B の合計金額が730万円未満であれば、助成対象となります。

| 金額 | 夫の所得 | 妻の所得 |
|---|---------|---------|
| ① 合計所得金額（総所得金額＋退職所得＋土地等に係る事業所得等＋長期譲渡所得＋短期譲渡所得＋商品先物取引に係る雑所得等）（注） | 円 | 円 |
| ② 社会保険料等相当額 | 80,000円 | 80,000円 |
| ③ 控除額計 下記のアからカまでの合計 | 円 | 円 |
| ア 雑損控除 | 円 | 円 |
| イ 医療費控除 | 円 | 円 |
| ウ 小規模企業共済等掛金控除 | 円 | 円 |
| エ 障害者控除（一人あたり27万円） | 円 | 円 |
| オ 特別障害者控除（一人あたり40万円） | 円 | 円 |
| カ 勤労学生控除（一人あたり27万円） | 円 | 円 |
| 上記①から、②及び③の金額を引いた金額 | A 円 | B 円 |

（注）合計所得金額には、分離課税の配当所得及び株式譲渡所得は含みません。

2. 助成内容

（1）助成額

助成の対象となる費用は、指定医療機関で受けた特定不妊治療に要した費用とします。

助成金は1回15万円、初回申請に限り30万円（ただし、治療ステージ※C及びFの治療の場合は7万5千円）を限度とします。ただし、初回治療として助成を受けた後に、それ以前に受けた未申請の治療がある場合、当該未申請の治療について助成を受けることはできません。

「男性不妊治療」を行った場合、更に15万円（初回に限り30万円【平成31年4月1日以降に実施した男性不妊治療について適用】）を限度とする加算があります。

※治療ステージ：（別紙）「体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲」を参照。

（2）助成回数

助成回数は治療開始日（初回申請治療）時点の妻の年齢により下記①②のとおりです。

| | 初回治療開始日（初回申請）の年齢（※1） | 助成回数（※2）（※3） |
|---|----------------------|--------------|
| ① | 40歳未満 | 通算6回（年間制限なし） |
| ② | 40歳以上43歳未満 | 通算3回（年間制限なし） |

（※1）治療開始日：採取準備のための投薬開始日、もしくは以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精卵による凍結胚移植を行うための投薬開始日となります。なお、自然周期で採卵を行う場合には、投薬前の卵胞の発育モニターやホルモン検査等を実施した日が治療開始日となります。

（※2）昨年度までに助成を受けた回数も助成回数に含まれます。

（※3）男性不妊治療については、特定不妊治療のうち主治医の治療方針に基づき男性不妊治療を行った場合（指定医療機関以外の一般泌尿器科で行った治療も含む）を対象とします。その助成回数は上記①もしくは②の回数に含まれます。

◇令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳である夫婦については、令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期した場合は、初回申請治療開始日の妻の年齢が41歳未満であれば、通算助成回数を6回までとします。

3. 申請方法

(1) 申請窓口：八尾市保健所

来所していただくことを原則としています。郵送される場合は、必要書類をすべて同封のうえ、昼間連絡のつく電話番号（携帯電話番号等）を申請書に必ず記入し、八尾市保健所（保健予防課）あてに提出してください。

(2) 必要書類（申請書等は、八尾市ホームページからダウンロード、または窓口でお渡ししております。）

| | |
|---|---|
| ① | 八尾市特定不妊治療費助成事業申請書 ◇裏面の申請書記載にあたっての留意事項をよく読み記入・押印してください。 |
| ② | 八尾市特定不妊治療医療機関証明書 ◇治療が終了してから、受診した指定医療機関で作成してもらい提出してください。証明書作成時、各医療機関が定める文書作成料が必要となる場合があります。 |
| ③ | 治療期間の初日から申請日までの間婚姻していることを証明する書類 婚姻日が記載された戸籍謄本（発行日から6か月以内のもの）が必要です。 ◇ただし、過去に八尾市から助成を受けたことがある夫婦の戸籍謄本は省略できます※。 ※八尾市からの助成・・・平成30年4月（平成30年度）以降に八尾市で受けたもの。 |
| ④ | 夫婦それぞれの前年（1月から5月に申請する場合は前々年）の所得証明書類 住民税（市・府民税）課税証明書、または住民税（市・府民税）特別徴収税額の決定通知書、または住民税（市・府民税）納税通知書の課税明細書 【例：令和2年4・5月申請→令和元年度（平成31年度） 令和2年6月～令和3年3月申請→令和2年度】 ◇ <u>配偶者の扶養に入っている場合でも、原則夫婦二人分の所得証明書類が必要です。</u> ◇源泉徴収票及び所得税確定申告書は使用できません。 ◇婚姻等により申請書と姓が異なる場合は、氏名の変更が確認できる公的文書をあわせて提出してください（戸籍謄本等もしくは運転免許証、健康保険証等で氏名の変更が確認できるもの）。 |
| ⑤ | 特定不妊治療に要した費用の領収書 申請にかかる期間を含む、指定医療機関発行の領収書（原本） ◇医療費控除の関係で原本が必要な方は、原本照合のうえ、返却します。 ◇郵送で申請される場合は、領収書の原本を同封してください。領収書の返送を希望される方は、返信用封筒に必要な金額の切手を貼り、同封してください。 |
| ⑥ | 振込口座を確認できるもの 通帳またはキャッシュカードのコピーで、口座名義人と口座番号が確認できるもの。 |

◇夫婦のうち、どちらかが八尾市外に住所を有する場合は、その方の住民票の写し（発行日から6か月以内のもの）が必要です。

(3) 助成金の支給等

申請書類の審査の結果、適正であると判断された場合は、申請者に承認通知書を送付し、申請書記載の口座に振り込みます（申請日からおおむね3か月後）。

また、要件に該当しないなど助成金を支給できない場合は、申請者に対し理由を付した不承認通知書を送付します。

(4) 申請期限

申請は原則として、「治療が終了した日または中断した日の属する年度の末日（3月31日）」、もしくは「治療が終了した日または中断した日の翌日から14日以内」のいずれか遅い日です。

4. 指定医療機関

都道府県、政令・中核市の指定を受けていれば、八尾市特定不妊治療費助成事業実施指定医療機関とみなします。指定医療機関かどうか不明な場合は事前にお問い合わせください。

5. よくあるご質問

■ 途中で治療を中断した場合も助成が受けられますか？

行った（予定していた）治療が特定不妊治療であり、採卵したが卵が得られなかった、受精しなかった、胚分割が停止した、分割胚のグレードが低く移植に適さなかった、母体保護のため、などで医師の判断による中断の場合は助成金交付の対象としますが、採卵を行う前に中止となった場合は対象外となります。

■ 配偶者は別のところに住んでいますが助成が受けられますか？

夫婦のうち、どちらかが八尾市内に住所を有するのであれば、必ずしも同居である必要はありません。八尾市に住所を有する方が申請することになります。ただし、夫婦のうち所得の高い方が八尾市外に住所を有している場合は、その方が住所を有している自治体にご相談ください。

■ 助成金は、申請してからどのくらいの期間で支給されますか？

申請書記載内容、医療機関証明書等申請書類に不備がなければ、3か月程度で支給できる見込みです。なお、年度末は申請が集中するため、通常よりお時間をいただく場合があります。

■ 男性不妊治療について教えてください。

特定不妊治療に至る過程の一環として、精子を精巣または精巣上体から採取するための手術を行った場合、上限15万円（初回の治療に限り上限30万円【平成31年4月1日以降に実施した男性不妊治療について適用】）まで助成します。本医療費について、単独での助成申請はできません。特定不妊治療費助成の申請と同時に申請することが必要です。ただし、主治医の治療方針に基づき採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が採取できず治療を終了した場合に限り、男性不妊治療単独で助成の対象とします。その場合も、特定不妊治療費助成の通算回数の1回として数えます。

おおさか不妊専門相談センター《ドーンセンター（大阪府立男女共同参画・青少年センター内）》

「不妊・不育について知りたい」「治療について聞きたい」「子どものいない生活や家族とのあつれきなど相談したい」など・・・あなたの人生をトータルにとらえて、専門の相談員（助産師・産婦人科医師）が相談をお受けしています。また、男性からの相談もお受けしています。お気軽にご相談ください。

【電話相談専門ダイヤル】06-6910-8655 【面接相談予約・問合せ電話】06-6910-1310

【HP アドレス】<https://www.funin-osaka.jp>

＜申請先・お問い合わせ先＞ 八尾市保健所 保健予防課

〒581-0006 大阪府八尾市清水町一丁目2-5

☎ 072-994-6644



R2.4